

議 案

議案第 1 号

令和元年度財政投融资計画補正

令和元年度財政投融资計画補正

機 関 名	財 政 融 資			産 業 投 資			政 府 保 証			合 計			参 考					
													自己資金等			再 計		
	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)	当初計画 (億円)	補 正 (億円)	改定計画 (億円)
株式会社日本政策金融公庫	36,715	850	37,565	458	—	458	1,200	—	1,200	38,373	850	39,223	(3,200) 14,643	(—) 600	(3,200) 15,243	53,016	1,450	54,466
沖縄振興開発金融公庫	1,333	30	1,363	19	—	19	—	—	—	1,352	30	1,382	(200) 334	(—) —	(200) 334	1,686	30	1,716
株式会社国際協力銀行	2,893	—	2,893	635	350	985	7,400	2,150	9,550	10,928	2,500	13,428	(200) 11,288	(—) 2,500	(200) 13,788	22,216	5,000	27,216
独立行政法人都市再生機構	4,454	573	5,027	—	—	—	—	—	—	4,454	573	5,027	(1,200) 9,192	(—) 73	(1,200) 9,265	13,646	646	14,292
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	10,000	5,500	15,500	—	—	—	5,200	—	5,200	15,200	5,500	20,700	(2,300) 40,222	(—) —	(2,300) 40,222	55,422	5,500	60,922
株式会社日本政策投資銀行	3,000	5,000	8,000	1,300	—	1,300	3,500	—	3,500	7,800	5,000	12,800	(5,800) 18,300	(—) —	(5,800) 18,300	26,100	5,000	31,100
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	—	—	—	—	250	50	300	250	50	300	100	—	100	350	50	400
食料安定供給特別会計外24機関	48,516	—	48,516	1,437	—	1,437	2,884	—	2,884	52,837	—	52,837	(34,508)	(—)	(34,508)			
合 計	106,911	11,953	118,864	3,849	350	4,199	20,434	2,200	22,634	131,194	14,503	145,697	(47,408)	(—)	(47,408)			

財政投融资計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

- (注) 1 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
- 2 「自己資金等」欄の()書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
- 3 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

議案第2号

令和元年度財政融資資金運用計画の一部変更

令和元年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和元年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

(単位：億円)

機 関 名	現計画	追 加	追加後計画
株式会社日本政策金融公庫	36,715	850	37,565
沖縄振興開発金融公庫	1,333	30	1,363
独立行政法人都市再生機構	4,454	573	5,027
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	10,000	5,500	15,500
株式会社日本政策投資銀行	3,000	5,000	8,000

議案第3号

令和元年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和元年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和元年度の財政融資資金の融通条件（平成30年12月19日決定）を下記のように改め、令和元年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（イ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、令和元年度における貸付けのうち1,120億円については、15年以内、4,430億円については、9年以内

2. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ロ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、（i）5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

（ii）令和元年度における貸付けのうち1,843億円については、15年以内、4,607億円については、10年以内

（iii）挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）

3. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、令和元年度における貸付けのうち65億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、150億円については、15年以内、1,300億円については、10年以内、1,450億円については、5年以内

4. 記4 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付けイただし書中（ロ）を次のとおり改める。

（ロ）令和元年度における貸付けのうち166億円については、25年

以内（２年以内の据置期間を含む。）、２５２億円については、２０年以内（２年以内の据置期間を含む。）、５２５億円については、７年以内（１年以内の据置期間を含む。）

- ５．記１８ 独立行政法人都市再生機構に対する貸付けに次のただし書を追加する。

ただし、令和元年度における貸付けのうち５７３億円については、１０年以内（５年以内の据置期間を含む。）

- ６．記１９ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する貸付けに次のただし書を追加する。

ただし、令和元年度における貸付けのうち５００億円については、４０年以内（２０年以内の据置期間を含む。）、５，０００億円については、３０年以内（２０年以内の据置期間を含む。）

- ７．記２４ 株式会社日本政策投資銀行に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、令和元年度における貸付けのうち６，２００億円については、２０年以内（５年以内の据置期間を含む。）、２００億円については、１７年以内（５年以内の据置期間を含む。）、９００億円については、１５年以内（５年以内の据置期間を含む。）、２００億円については、１２年以内（５年以内の据置期間を含む。）とすることができる。